

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 Bangla QR 決済制度の拡充
- 3 2026 年 9 月～10 月に発出された主な法令情報（9 月 5 日～10 月 4 日）
- 4 編集後記

## Introduction

2026 年 6 月、国連総会において、バングラデシュのコリルル・ラーマン外相が、第 81 会期の国連総会議長に選出されました。任期は 2026 年 9 月から 1 年間です。193 か国が加盟する国連の総会議長を、バングラデシュ出身者が務めることになったこのニュースは、同国の国際舞台における存在感の高まりを象徴する出来事といえます。

本稿では、2026 年 9 月に発出された Bangla QR 決済制度に関する 3 つの通達について解説いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあ  
る テー マ の ご 要 望 が ご ざ い ま し た ら 、  
info@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

---

---

## Bangla QR 決済制度の拡充

### 1 はじめに

バングラデシュ中央銀行(Bangladesh Bank)は、銀行、モバイル金融サービス (MFS) 事業者及び決済サービスプロバイダー (PSP) 等の異なる決済サービス間で共通して利用できる QR コード決済基盤である「Bangla QR」の普及を進めています。2026 年 9 月には、Bangla QR の利用拡大、インセンティブ制度の拡大及び紛争解決制度の整備に関する 3 つの通達が相次いで発出されました。

### 2 Bangla QR の利用拡大 (PSD-1 Circular No. 05)

2026 年 9 月 17 日付の通達 (PSD-1 Circular No. 05 Expansion of Bangla QR Code Based Transaction) により、2026 年 10 月 1 日以降、Bangla QR による決済代金を関連する加盟店の口座に即時に入金することが求められています。

さらに、同年 10 月 31 日までに、QR コードのスキャンに加えて QR 画像のアップロードによっても決済を完了できる体制を整備すること、及びカード保有者を含むすべての口座保有者がモバイルアプリか Bangla QR を利用して決済できる体制を整備することが求められています。

### 3 インセンティブ制度の対象拡大 (PSD-2 Circular Letter No. 07)

2026 年 9 月 27 日付の通達 (PSD-2 Circular Letter No. 07 Regarding Incentives for Promoting Bangla QR Code-Based Transactions) では、Bangla QR 取引を促進するためのインセンティブ制度について、対象となる加盟店の範囲が拡大されました。個人向け口座を通じて登録された零細・小規模加盟店およびサービス提供者の加盟店加え、事業許可証 (Trade License) を有するその他すべての加盟店が新たに対象に加えられています。

また、対象となる加盟店における 2,000 タカまでの各 Bangla QR 取引について、加盟店契約機関 (Acquirer) 及び発行機関 (Issuer) に対して、それぞれ所定のインセンティブが付与されます。

#### 4 紛争解決制度の整備 (PSD-2 Circular No. 05)

##### (1) 概要

2026年9月27日、PSD-2 Circular No. 05「Guidelines on Dispute Resolution for Bangla QR (Merchant Payment) Transactions」(以下「本ガイドライン」という)も同時に発出されました。本ガイドラインは2026年12月1日から適用され、Bangla QRによる加盟店決済について、決済失敗時の返金、チャージバック及び紛争申立て等に関する具体的な処理手続及び期限を定めています。

本ガイドラインは、銀行口座、MFSウォレット、PSPウォレット、プリペイドカード、デビットカード又はクレジットカードのいずれから決済が開始されたかを問わず、バングラデシュ国家決済スイッチ(NPSB: National Payment Switch Bangladesh)を経由するすべてのOn-Us取引(発行機関と加盟店契約機関が同一である取引)及びOff-Us取引(発行機関と加盟店契約機関が異なる取引)のBangla QR加盟店決済取引に適用されます。他方、個人間送金であるP2P取引には適用されません。

##### (2) 失敗取引の自動返金

本ガイドライン6章は、①顧客の口座から決済金額が引き落とされていること、②発行機関、加盟店契約機関又はNPSBの記録に基づき、取引が失敗した又は正常に完了しなかったことが確定していること、③加盟店が取引金額を受け取っていないことの3つの要件をすべて満たす場合を「失敗取引」と定義しています。

各金融機関は失敗取引に対して、顧客からの苦情申立てを待つことなく、自動的に取引を取り消し、顧客口座に返金する体制を整備することが求められています。返金は原則としてリアルタイムで処理する必要がありますが、ホストシステム上の理由によりリアルタイム処理ができない場合であっても、失敗の確定から30分以内に返金を完了させる必要があります。なお、自動的な検証又は照合によっても取引の結果を確定できない場合は、本ガイドラインに定める紛争解決手続によって処理されます。

##### (3) 紛争の申立て及び解決期限

On-Us取引の紛争については、不正取引又は無権限取引が疑われる場合を除き、顧客による申立ての日から3営業日以内に解決することが求められています(本ガイドライン7章)。

これに対し、Off-Us取引については、NPSBが提供する中央紛争管理システム(DMS: Dispute Management System)を通じて処理されます(本ガイドライン8章、9章)。

顧客は、NPSBが取引を処理した時から45暦日以内に発行機関に対して紛争を申し立てることができます。申立てを受けた発行機関は、2営業日以内に請求を受理又は却下するかを判断し、却下する場合にはその理由を顧客に通知する必要があります。請求が認められた場合、発行機関は加盟店契約機関に対してチャージバックを開始し、加盟店契約機関は7暦日以内にこれを受理又は却下するかを判断します。加盟店契約機関が期限内に応答しない場合、当該請求は翌営業日にNPSBによって決済されます(本ガイドライン9章2項)。

加盟店契約機関が請求を却下し、顧客がなお紛争の解決に納得しない場合、発行機関は顧客に代わってNPSBに仲裁を申し立てるものとされており、仲裁は申立てから30暦日以内に完了するものとされています。

また、本ガイドラインでは、紛争において加盟店契約機関が電子ジャーナル、取引ログ、領収書、SMS、電子メールその他の有効な証拠を提出できない場合、当該機関が紛争額を支払う義務を負うことに加え、紛争額を上限とする制裁金が科される可能性がある旨が定められています(本ガイドライン9章1項)。

##### (4) チャージバックの理由類型

本ガイドライン10章では、発行機関が、顧客の申立てを受けて紛争を分類する際に用いるチャージバックの理由類型として、①商品・サービスの未提供又は説明との相違又は欠陥、②商品・サービスの未着、③キャンセル又は返品された商品・サービスに係る未返金、④二重決済、⑤請求金額の誤り、⑥加盟店への入金未了、⑦技術的処理エラーの7類型が列举されています。

本ガイドラインの名宛人は金融機関等ですが、これらの類型は、店舗、飲食店等を運営する加盟店が実際の顧客対応において直面し得る紛争類型でもあるため、Bangla QRを利用する企業においては、自社の返品・返金対応方針との整合性を確認しておくことが望ましいといえます。

##### (5) 加盟店発意による返金制度

本ガイドライン9章3項では、Off-Us取引について、顧客からの紛争申立てを待つことなく、加盟店側から取引代金の全部又は一部の返金を申請できる制度も設けられています。

加盟店は加盟店契約機関に対して返金を申請し、同機関がこれを承認した場合、NPSBを通じて「QR Reversal」として処理されます。加盟店発意による返金は、取引処理日から 60 暦日以内に申請する必要があります。

#### (6) 不正・無権限取引の取扱い

本ガイドライン 13 章では、顧客の知らないところで又は承諾なく行われた Bangla QR 決済、及び不正な又は無権限の加盟店が関与する決済 (QR コードの差替えや加盟店のなりすましを含む) を、不正・無権限取引として扱っています。

On-Us 取引については、顧客が申し立てた日から 30 暦日以内に疑わしい取引を調査・解決することが求められています。また、金融機関側の責めに帰すべき事由による場合には、調査完了後 3 営業日以内に顧客へ返金することが求められています。

Off-Us 取引において加盟店契約機関又は加盟店に関連する不正が疑われる場合にも、加盟店契約機関は 30 暦日以内に DMS を通じて対応することが求められています。関係機関は、これらの調査記録及び証拠を保存し、バングラデシュ中央銀行の求めに応じて提出することも求められています。

#### (7) 不遵守に対する監督上の措置

本ガイドライン 14 章では、所定の期限内に紛争を解決しない場合、適格な自動返金処理を行わない場合、チャージバック請求を不当に却下した場合、必要な情報又は証拠を提出しない場合、その他 Bangla QR サービスの運営を故意に妨げる行為があった場合について、バングラデシュ中央銀行が、2024 年決済・清算システム法 (Payment and Settlement Systems Act, 2024) 及びこれに基づく規則、規程、通達又は指示に従い、適切な監督上又は執行上の措置を講じることができる旨を定めています。

## 2026 年 9 月 10 月に発出された主な法令情報(9 月 5 日～10 月 4 日)

### Official Extraordinary Gazette Notification and other Circulars

| Issue Date | Title                                                                                            | Issuing Ministry                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 03-Sep     | Government approved new Visa Policy - 2026                                                       | Ministry of Home Affairs                           |
| 08-Sep     | Amendment to the Import Policy Order - 2026 -2029                                                | Ministry of Commerce                               |
| 13-Sep     | Bangladesh Standards and Testing Institution Research Regulations, 2026                          | Ministry of Industries                             |
| 16-Sep     | Constitution of Trade Facilitation Working Group                                                 | Prime Minister's Office                            |
| 16-Sep     | Multi-Modal Logistic Infrastructure Development Working Group                                    | Prime Minister's Office                            |
| 16-Sep     | S.R.O. No. 338-Law/2026/88/customs - Amendment to the Customs S.R.O. No. 159-Law/2026/14/Customs | Ministry of Finance                                |
| 21-Sep     | Amendment to the Public Procurement Act 2006                                                     | Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs |
| 24-Sep     | Amendment to the Import Policy Order- 2026-2029                                                  | Ministry of Commerce                               |
| 29-Sep     | S.R.O. No 361-Law/2026 - Maheshkhali Integrated Development Authority Act, 2026.                 | Ministry of Law, Justice and Parliamentary affairs |

## Bangladesh Bank Circular

| Issue Date | Title                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13-Sep     | FEPD-1 Circular Letter No. 17: Regarding new Import Policy Order, 2026-2029                                                                                                                                    |
| 13-Sep     | FEPD-1 Circular No. 34: Hedging of Commodity Price Risk for Import Trades in International Markets                                                                                                             |
| 14-Sep     | FEPD-1 Circular No. 35: Medium/long-term external borrowing by industrial enterprises in specialized zones                                                                                                     |
| 16-Sep     | Determination of overdue status against local deliveries under back-to-back Letters of Credit (LC)                                                                                                             |
| 17-Sep     | BRPD-2 Circular No. 06: Regarding shareholding in a bank-company by a company and nomination of a "Representative Director" to the Board of Directors of the bank-company on behalf of the shareholder company |
| 21-Sep     | FEPD-1 Circular No. 37: Outright purchase and sale of foreign currency and cross-currency swap transactions by Offshore Banking Units                                                                          |
| 23-Sep     | FEPD-1 Circular No. 38: Settlement of payments in Taka against cross-border transactions                                                                                                                       |
| 23-Sep     | FEPD-2 Circular No. 05: Deposit of Wage Earners Remittances Received through Exchange Houses/IMTOs to Foreign Currency Accounts                                                                                |
| 30-Sep     | FEPD-1 Circular No. 40: Consolidated circular on foreign exchange regulations - outward remittances on account of current account transactions other than imports and transportation services                  |

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書（業務委託契約書や売買契約書等）を作成して欲しい
- ✓ 労働者の不正への対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 現在依頼している会計事務所のサービスに不満がある
- ✓ 社内通報窓口を外部委託したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記/ Editor's Note

Bangladeshでは、毎年秋になると「ドゥルガー・プージャ (Durga Puja)」と呼ばれるお祭りが行われます。ヒンドゥー教の女神 Durga を祀るもので、各地に色鮮やかな祭壇が設けられ、祈りや音楽などで街が華やかな雰囲気になります。2026 年は 10 月 16 日から始まる予定です。イスラム教徒が多数を占める Bangladesh ですが、Durga Puja は同国の重要な文化行事の一つです。

本稿は、2026 年 10 月 10 日現在の情報に基づきます。

### **TNY Legal Bangladesh Limited**

Address: House 67, Road 4, Block C, Banani

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)/ Phone: +8801979433866

URL: <https://www.tny-bangladesh.com/>



HP



Facebook



blog